

# 新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所の「かかりまし」経費を助成します

## 「かかりまし」とは？

新型コロナウイルス感染症が発生しなければ、必要がなかった費用のことです。

## 【補助上限額の例】

- ①通所系 1事業所あたり53.7万円（通常型）
- ②訪問系 1事業所あたり32万円（訪問介護）、31.1万円（訪問看護）
- ③多機能型 1事業所あたり47.5万円（小多機）、63.8万円（看多機）
- ④施設系 1定員あたり3.8万円（特養）、3.7万円（大規模有料）など

## 補助対象の経費

- ①人員不足に伴う人件費・・・緊急雇用にかかる費用（給料、旅費）、割増賃金・手当、帰宅困難職員の宿泊費など
- ②施設・事業所の消毒、清掃費用
- ③感染性廃棄物の処理費用
- ④在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
- ⑤感染対策等を行った上での施設内療養費用  
（原則、施設内の療養日数に応じ、1人あたり一日1万円（15日間が上限）を補助する。）

## ＜次の費用は対象外です＞

- ①新型コロナウイルス感染症が発生しなくても生じた経費（人件費含む。）
- ②パーテーション
- ③パルスオキシメーター
- ④足踏み式ゴミ箱
- ⑤弁当代 など

※収束後も使用できるものは、原則補助対象となりません。

## その他の注意点

○実績報告では領収証等の添付書類が必要です。

## 補助金交付までの流れ ※R4～

《 事業所 》

（収束後）

交付申請兼実績報告

《 県 》

審査・額の確定（通知）

補助金の交付

＜R4.6時点＞